

『道府県制度，道州制に関する調査 I、II』

全国知事会地方制度調査委員会編

1954年/B5判/201、169頁/図書番号OI-1654

第2次地方制度調査会は、1954年7月に第1回総会を開催し、府県制度—道州制、首都制度及び大都市制度など5項目について審議することを決定した。これを受けて、全国知事会地方制度調査委員会は全国の都道府県に対して、府県制度—道州制についての調査票を送付し、回答のあった18都府県の結果を9月に第1次として、10月に15道府県の結果を第2次報告書としてとりまとめた。

「I-1 道府県の地方公共団体としての性格を変更することは憲法違反とならないか」という問いに、憲法違反になると回答したのが山形県など26である。理由は、憲法全体を貫く根本精神と憲法第8章が設けられた歴史的経緯を無視するものだとしている。

憲法違反にならないと回答したのは静岡県など5である。理由は、地方公共団体の種類と組織及び内容は法律に委任しているのであり、府県の性格の変更が地方自治の本旨に反しなければ違憲にはならない、としている。

I-2では、府県の区域を越えて処理すべき事務と処理方法を尋ねている。最も多くの回答が総合開発に寄せられ、府県の合併によって処理するが大分県など4、府県の共同処理で行うが茨城県など15、現行の制度を続けるが神奈川県など9である。その他、河川や道路などについて府県の共同処理を行うとした回答が多く寄せられた。

I-3 現在の府県の規模は適正か、という問いには、適正としたのが奈良など5、適正でないが島根など19である。なる基準で府県の規模を定めるべきかについては、地理的経済的な一体性や自主財源の確保などから考慮すべきとしながらも、個別に区域の変更や事務の共同処理などで対応すべきであるとした回答が多い。

I-4は、府県の合併が適当であるとした時に、その促進を図るために立法措置は必要であるかという設問である。立法措置が必要であるが福岡県など22、立法措置は不要が広島県など3である。自主性を尊重して個々に対応すべき（大阪府）、全国的な問題ではないが促進を図るといふなら立法措置が必要（広島県）、町村合併の実情からみて特別立法を要することは明らか（秋田県）などの意見が出されている。

I-5 府県制を廃して道州制をとるとき道州と市町村の関係はどうなるか、という問いには、道州が完全自治体または不完全自治体または国の出先機関のいずれであったとしても、市町村自治は圧迫されることになり、中央集権化が進むとする回答が多く寄せられている。

本書のIIは市町村の事項である。合併後の市町村においてもなお非効率または不適當な事務として、広域行政では治山や河川など、補完行政では病院や社会福祉施設など、調整では農地調整や市町村間の紛争調停などへの回答が多い。

1954年11月の第2次地制調第4回総会において、全国知事会の友末洋治委員（茨城県知事）は、府県はあくまで完全自治体として存続させるが、その区域は合理的な方法で適正化すること、道州制は自治の縮小であり財政利益もなく、自治の本旨に反するから反対などの意見を表明した。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長兼企画調査室長）